

衆甲第一四號

案起 昭和三十三年二月十五日 決定 昭和 年 月 日 施行 昭和 年 月 日

了

昭和三十三年二月二十三日

内閣官房長官

法務總裁 宛

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたから右記録を複製の上内閣官房へ五十五部至急提出せうれよう御取計願ひたく命によつて通知する。

0146



衆議院第五九一號

左記の記録本院の不当財産取引調査特別委員会において調査上必要であるから五十部至急提出ありたい。

一、昭和二十二年政令三百二十八號による有力なる財政的援助者の住所氏名及びその援助の金額並びに年月日

右憲法第六十二條及び國會法第一百四條によつて要求する。

昭和二十三年二月二十一日

衆議院議長 松岡 陶

吉

内閣総理大臣 片山 哲殿

